

定期報告が必要な建築物、建築設備及び防火設備 ★1、2、3

★1：建築物

建築物が下表の「対象用途」と「対象規模」の両方に該当する場合は、建築物の定期報告（3年に1回）の対象になります。

対象用途※1	対象規模 i～ivのいずれかに該当するものが対象 ただし、該当する用途部分が遊歩階にのみあるものは対象外	報告時期
		建築物の調査
劇場、映画館、演芸場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの iii) 主階が1階にないもの iv) 地階にあるもの※3	令和2年度 (3年ごと)
観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、集会場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの iii) 地階にあるもの※3	令和2年度 (3年ごと)
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの iii) 対象用途の床面積の合計が3000㎡以上であるもの iv) 地階にあるもの※3	令和2年度 (3年ごと)
飲食店、遊技場、公衆浴場、料理店、カフェー、 キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、 展示場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの iii) 対象用途の床面積の合計が3000㎡以上であるもの iv) 地階にあるもの※3	令和2年度 (3年ごと)
事務所	階数が5以上の建築物で、事務所その他これに類する用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡を超えるもの	令和2年度 (3年ごと)
旅館、ホテル	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和3年度 (3年ごと)
体育館（学校に付属しないもの）、博物館、美術館、図書館、 ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 対象用途の床面積の合計が2000㎡以上であるもの	令和3年度 (3年ごと)
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和4年度 (3年ごと)
就寝用福祉施設	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和4年度 (3年ごと)

- ※1 対象の用途に従属する部分（廊下、倉庫、事務室等）も対象
- ※2 3階以上の階で対象用途に供する部分が100㎡以下のものは除く
- ※3 地階部分で対象用途に供する部分が100㎡以下のものは除く

★2：建築設備等

下表の「対象建築物」に「建築設備」等が設置されている場合は、建築設備及び防火設備の定期報告が毎年必要になります。

対象建築物	対象建築設備等		報告時期
★1に該当する建築物	建築設備	排煙設備、非常用の照明設備	毎年
★1に該当する建築物 又は病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、 就寝用福祉施設で床面積の合計が200㎡以上の建築物	防火設備 （常時閉鎖式を除く）	防火扉、防火シャッター、 防火スクリーン、ドレンチャー等	

※ 熊本県内では、換気設備は定期報告の対象外。

★3：昇降機等

建築物の用途・規模に関係なく、エレベーター、エスカレーター等の昇降機及びメリーゴーランド等の遊戯施設は、毎年報告が必要です。